

「腰痛予防推進月間」実施要綱

兵庫労働局 労働基準部 労働衛生課

1 趣 旨

職場における腰痛予防対策については、「職場における腰痛予防対策指針(平成6年9月6日付け基発第547号)」及び「兵庫腰痛予防自主管理指針(平成14年10月兵庫局策定)」により推進を図っているところであるが、腰痛は業務上疾病発生件数(全国)の約6割を占めるとともに、特定の業種のみならず多くの業種及び作業において発生している。

職場における腰痛の予防のためには、作業管理、作業環境管理、健康管理及び労働衛生教育を適切に行うことにより、腰痛の発生の要因の排除又は軽減に努めるとともに、健康の保持増進対策を推進することが必要である。

このため、腰痛の基本的な予防対策を踏まえ、各事業場の作業実態に即した対策を講ずるために、労働行政、事業場及び労働衛生団体などの関係者の参加のもとに、県下全域で集中的かつ効果的な腰痛予防対策の推進を図るものである。

2 実施期間

平成22年6月1日から平成22年6月30日まで

3 主唱者

兵庫労働局及び県下各労働基準監督署

4 協賛者

(社)兵庫労働基準連合会

独立行政法人労働者健康福祉機構 兵庫産業保健推進センター

5 実施者

県下各事業者

6 主唱者・協賛者の実施事項

- (1) 「腰痛予防対策指針」及び「兵庫腰痛予防自主管理指針」の普及・推進
- (2) 「腰痛予防推進セミナー」等の開催
- (3) 事業場の実施事項についての指導・援助

7 事業場の実施事項

労働衛生管理水準の一層の向上を図るため、安全衛生管理体制の定着及び計画的、継続的な腰痛予防対策の推進を目指して、各事業場において、次の事項を実施する。

- (1) 腰痛の発生を予防するために作業管理、作業環境管理及び健康管理並びに労働衛生教育の実施
- (2) 腰痛の発生要因の排除又は軽減を図ると共に、健康の保持増進対策の推進
- (3) 「腰痛予防対策指針」及び「兵庫腰痛予防自主管理指針」に基づく対策の自主的な推進
- (4) 腰痛予防に関する各種研修会等への参加

「熱中症・腰痛予防セミナー」開催のご案内

日 時 平成22年6月9日(水) 13時30分～16時30分
場 所 (社)兵庫労働基準連合会 講習会場
神戸市中央区雲井通4丁目2-2 マークラー神戸ビル4階
内 容 大阪労災病院 久保田医師による「熱中症対策」
大阪労災病院 浅田理学療法士による「腰痛予防対策のお勧め」

多数の参加をお願いします。